

【別紙】単体ベースのソルベンシー・マージン比率について

直近の2事業年度における保険会社に係る保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）

（単位：百万円）

区分（単体ベース）		2024年度末	2025年度末	増減
Tier1適格資本の額(B)－(C)	(A)	－	80,477	－
Tier1適格資本に係る基礎項目の額	(B)	－	103,942	－
算入制限のないTier1資本調達手段の額		－	20,000	－
算入制限のあるTier1資本調達手段の額		－	－	－
資本調達手段以外のTier1適格資本の額		－	83,942	－
Tier1適格資本に係る調整項目の額	(C)	－	23,464	－
Tier2適格資本の額(E)－(F)－(G)	(D)	－	2,345	－
Tier2適格資本に係る基礎項目の額	(E)	－	2,345	－
Tier2資本調達手段の額		－	－	－
資本調達手段以外のTier2適格資本の額		－	2,345	－
Tier2適格資本に係る調整項目の額	(F)	－	－	－
Tier2適格資本への上限適用による控除の額	(G)	－	－	－
適格資本の額(A)+(D)	①	－	82,823	－
生命保険リスクの額	(a)	－	21,601	－
損害保険リスクの額	(b)	－	23,163	－
巨大災害リスクの額	(c)	－	7,445	－
市場リスクの額	(d)	－	4,230	－
信用リスクの額	(e)	－	2,038	－
オペレーショナル・リスクの額	(f)	－	5,369	－
マネジメント・アクションの効果の上限超過額	(g)	－	－	－
分散効果の額	(h)	－	20,859	－
所要資本の額（税効果考慮前）(a)+(b)+(c)+(d)+(e)+(f)+(g)－(h)	(i)	－	42,989	－
所要資本の税効果の額	(j)	－	9,629	－
所要資本の額（税効果考慮後）(i)－(j)	②	－	33,360	－
ソルベンシー・マージン比率 ①／②		－	248.2%	－

- （注）
- 「ソルベンシー・マージン比率」とは、保険業法施行規則第86条（健全性の基準に用いる資本金、基金、準備金等）および第87条（通常の予測を超える危険に対応する額）ならびにソルベンシー・マージン比率告示の規定に基づいて算出された比率です。
 - 今回が初年度の開示であるため、2024年度末数値および増減数値はありません（次頁以降も同様）。

ソルベンシー・マージン比率とは

- ソルベンシー・マージン比率は、損害保険会社が通常の予測を超えるリスクに対して、どれだけの支払余力（備え）を持っているかを示す重要な指標です。この比率が100%以上あれば、その損害保険会社は必要な備えができていて一定の健全性が確保されていると評価されます。
- 2026年3月期決算からは、「経済価値ベース」による新しい制度が始まり、将来に関する保険会社の見積りを反映できるような手法で健全性の評価が行われるようになりました。

損害保険会社は、自然災害や市場の急変など、発生頻度は低いものの大きな損失が生じうるリスクに備え、十分な資本を保有しておく必要があります。そうした「通常の予測を超えるリスク」に対して、どれだけ支払余力（＝ソルベンシー・マージン）を持っているか表したものがソルベンシー・マージン比率です。

この比率が100%以上あれば、その損害保険会社は必要な備えができていて一定の健全性が確保されていると評価されますが、100%を下回った場合には、早期は正措置により、金融庁長官によって早期に経営の健全性の回復を図るための措置がとられます。

2026年3月期決算から、この比率を資産・負債の経済価値に基づいて評価する制度が導入されました。これにより、帳簿上の数字ではなく、実際の市場価値やリスクを反映した評価が可能になりました。

適格資本

ソルベンシー・マージン比率（％）＝

所要資本

×100

適格資本・所要資本

適格資本とは、保険金の支払いなどに使えると認められた資本のことです。純資産や含み損益などが含まれます。これらは、「すぐに使える」「信頼性が高い」などの観点から段階的に評価されており、最も信頼性の高いものが優先して計算に使われます。

適格資本は、リスク事象発現時に保険金支払等に利用可能な資本であり、その損失吸収能力や利用可能性に応じて2つの階層（Tier）に分類されます。

- ・Tier1適格資本は、継続企業の前提（ゴーイングコンサーン）および会社清算時の双方において損失吸収可能な資本要素から構成されます。
- ・Tier2適格資本は、会社清算時のみにおいて損失吸収可能な資本要素から構成されます。

所要資本とは、将来起こりうるリスクに備えて、最低限必要とされる資本の量のことです。保険リスク、市場リスク、信用リスクなど、さまざまな要因を想定して計算されます。

直近の2事業年度におけるソルベンシー・マージン比率並びに適格資本の額及び所要資本の額

(単位：百万円)

要約（単体ベース）			
項 目	イ	ロ	ハ
	2024年度末	2025年度末	増減
適格資本の額(A)	－	82,823	－
所要資本の額(B)	－	33,360	－
ソルベンシー・マージン比率 ((A)／(B))	－	248.2%	－

直近の2事業年度における適格資本の額の構成に関する事項

(単位：百万円)

適格資本の額の構成 (単体ベース)		
項 目	イ	ロ
	2024年度末	2025年度末
Tier 1 適格資本の額 ((B) - (C)) (A)	-	80,477
Tier 1 適格資本に係る基礎項目の額 (B)	-	103,942
算入制限のないTier 1 資本調達手段の額	-	20,000
算入制限のあるTier 1 資本調達手段の額	-	-
資本調達手段以外のTier 1 適格資本の額	-	83,942
剰余金等の額又は利益剰余金等の額	-	57,599
資本剰余金 (Tier 2 適格資本に算入されるものを除く) の額	-	3,389
その他の包括利益累計額又は評価・換算差額等の額	-	△1,995
その他の拠出金等の額	-	-
経済価値ベースの調整額	-	24,948
Tier 1 適格資本に係る調整項目の額 (C)	-	23,464
無形固定資産 (繰延税金負債相殺後) の額	-	23,464
繰延税金資産の額	-	-
前払年金費用又は退職給付に係る資産 (繰延税金負債相殺後) の額	-	-
他の金融機関等が意図的に保有しているTier 1 資本調達手段の額	-	-
自己のTier 1 資本調達手段への投資の額	-	-
不適格再保険資産の額	-	-
処分制約のある資産のうち関連する負債と所要資本を上回る額	-	-
Tier 2 適格資本の額 ((E) - (F) - (G)) (D)	-	2,345
Tier 2 適格資本に係る基礎項目の額 (E)	-	2,345
Tier 2 資本調達手段の額	-	-
算入制限のあるTier 1 資本調達手段の制限を超過した額	-	-
払込済みTier 2 資本調達手段の額	-	-
払込未済のTier 2 資本調達手段の額	-	-
資本調達手段以外のTier 2 適格資本の額	-	2,345
Tier 2 資本調達手段の額に含まれる資本調達手段を発行した結果生じた資本剰余金の額	-	-
処分制約のある資産のうちTier 1 適格資本から控除される額	-	-
Tier 2 バスケット (上限適用後) の額	-	2,345
Tier 2 適格資本に係る調整項目の額 (F)	-	-
他の金融機関等が意図的に保有しているTier 2 資本調達手段の額	-	-
自己のTier 2 資本調達手段への投資の額	-	-
Tier 2 適格資本への上限適用による控除の額 (G)	-	-
適格資本の額 ((A) + (D))	-	82,823

直近の2事業年度における所要資本の額の構成に関する事項

(単位：百万円)

所要資本の額の構成 (単体ベース)		
項 目	イ	ロ
	2024年度末	2025年度末
生命保険リスクの額 (A)	－	21,601
死亡リスクの額	－	2
長寿リスクの額	－	2,331
罹患及び障害リスクの額	－	15,434
解約及び失効リスクの額	－	1,552
経費リスクの額	－	8,275
マネジメント・アクションの効果の額	－	－
損害保険リスクの額 (B)	－	23,163
賠償責任保険類似の商品に係るリスクの額	－	－
自動車保険類似の商品に係るリスクの額	－	22,307
財物保険類似の商品に係るリスクの額	－	1,570
その他保険に係るリスクの額	－	58
巨大災害リスクの額 (C)	－	7,445
巨大自然災害リスクの額	－	7,445
日本における地震に係るリスクの額	－	1,717
日本における風水災に係るリスクの額	－	7,315
日本における雪災に係るリスクの額	－	2,675
外国における巨大自然災害リスクの額	－	－
その他の額	－	－
その他の巨大災害に係るリスクの額	－	－
マネジメント・アクションの効果の額	－	－
市場リスクの額 (D)	－	4,230
金利リスクの額	－	3,278
スプレッドリスクの額	－	285
株式リスクの額	－	501
不動産リスクの額	－	21
為替リスクの額	－	－
資産集中リスクの額	－	2,340
マネジメント・アクションの効果の額	－	－
信用リスクの額 (E)	－	2,038
オペレーショナル・リスクの額 (F)	－	5,369
マネジメント・アクションの効果の上限超過額 (G)	－	－
分散効果の額 (H)	－	20,859
所要資本の額 (税効果考慮前) ((A) + (B) + (C) + (D) + (E) + (F) + (G) - (H)) (I)	－	42,989
所要資本の税効果の額 (J)	－	9,629
所要資本の額 (税効果考慮後) ((I) - (J))	－	33,360

(注) 所要資本を構成する各リスクの額は、それぞれの内訳として掲記している額を、分散効果を考慮した所定の相関係数を用いて統合して算出していること等から、内訳として掲記している額の単純和とは一致していません。

経済価値ベースのバランスシートに関する事項

2025年度末

(単位：百万円)

経済価値ベースのバランスシート（単体ベース）				
科 目	イ	ロ	ハ	ニ
	財務会計 ベースの額	組替えの額	評価替えの額	経済価値 ベースの額 (イ+ロ+ハ)
資産の部				
総資産	347,370	1,490	△49,207	299,654
現金および預貯金	27,265	－	－	27,265
コールローン	－	－	－	－
買現先勘定	－	－	－	－
債券貸借取引支払保証金	－	－	－	－
買入金銭債権	－	－	－	－
商品有価証券	－	－	－	－
金銭の信託	－	－	－	－
有価証券	253,835	－	△31,074	222,760
国債	167,692	－	△29,835	137,856
地方債	39,768	－	16	39,784
社債	44,941	－	△1,255	43,686
株式	1,432	－	－	1,432
外国証券	－	－	－	－
その他の証券	－	－	－	－
貸付金	－	－	－	－
有形固定資産	551	－	－	551
土地	－	－	－	－
建物	86	－	－	86
リース資産	－	－	－	－
建設仮勘定	－	－	－	－
その他の有形固定資産	465	－	－	465
無形固定資産	23,464	－	－	23,464
ソフトウェア	23,454	－	－	23,454
のれん	－	－	－	－
リース資産	－	－	－	－
その他の無形固定資産	10	－	－	10
前払年金費用	－	－	－	－
繰延税金資産	17,031	－	△17,031	－
再評価に係る繰延税金資産	－	－		－
貸倒引当金	－	－	－	－
投資損失引当金	－	－	－	－
その他資産	25,222	－	－	25,222
特別勘定等の資産	－	－	－	－
再保険回収額		1,490	△1,101	389

経済価値ベースのバランスシート（単体ベース）				
科 目	イ	ロ	ハ	ニ
	財務会計 ベースの額	組替えの額	評価替えの額	経済価値 ベースの額 (イ+ロ+ハ)
負債の部				
総負債	306,700	△36,568	△74,419	195,711
保険負債（保険契約準備金）合計	278,039	△28,941	△81,627	167,470
資産ポートフォリオによって複製可能な保険負債				－
現在推計の額（保険契約準備金のうち、 規制上の準備金に属するもの以外）	240,471			155,640
現在推計を超えるマージン（MOCE）の額				11,829
規制上の準備金に属するもの（危険準備金等）	37,567	△37,567	－	－
非保険負債合計	28,660	△7,627	7,207	28,241
その他の規制上の準備金（保険負債に含まれるものを 除く）	－	－	－	－
その他の準備金	－	3,517	－	3,517
短期社債	－	－	－	－
社債	－	－	－	－
新株予約権付社債	－	－	－	－
退職給付引当金	2,718	－	△366	2,352
役員退職慰労引当金	－	－	－	－
その他の引当金	1,814	－	－	1,814
価格変動準備金	491	△491	－	－
金融商品取引責任準備金	－	－	－	－
繰延税金負債	－	－	7,574	7,574
再評価に係る繰延税金負債	－	－		－
未払法人税等	2,429	－	－	2,429
その他負債	21,205	△10,653	－	10,552
純資産の部				
純資産	40,670	38,059	264	103,942
株主資本合計	42,930	38,059	－	80,989
資本金	20,000	－	－	20,000
新株式申込証拠金	－	－	－	－
再評価積立金	－	－	－	－
資本剰余金	3,389	－	－	3,389
利益剰余金	19,540	－	－	19,540
規制上の準備金		38,059	－	38,059
(-)自己株式	－	－	－	－
自己株式申込証拠金	－	－	－	－
その他の包括利益累計額合計（評価・換算差額等合計）	△2,259	－	264	△1,995
その他有価証券評価差額金	△2,259	－	－	△2,259
繰延ヘッジ損益	－	－	－	－
土地再評価差額金	－	－	－	－
為替換算調整勘定	－	－	－	－
退職給付に係る調整累計額	－	－	264	264
株式引受権	－	－	－	－
新株予約権	－	－	－	－
その他	－	－	－	－
経済価値ベースの調整額				24,948

(注)

1. 根拠法令

経済価値ベースのバランスシートは、保険業法施行規則第59条の2第1項第5号ニの定めにより、令和7年金融庁告示第74号および令和7年金融庁告示第75号に準拠して作成しています。

2. 継続企業の前提に関する事項

該当事項はありません。

3. 経済価値ベースのバランスシートの作成方針

(1) 資産の評価方法

① 当社における主な資産の評価方法は以下のとおりです。

I. 資産の部に計上される金融商品等

金融商品等の額について、財務会計上時価評価されていない満期保有目的の債券についても時価に評価替えをしています。

金融商品の時価への評価替えにおいては企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」に従って開示された時価を用いています。

II. 再保険を付した保険契約の再保険回収額

再保険を付した保険契約の再保険回収額は、将来キャッシュ・フローの現在価値の確率加重平均の金額を資産の部に計上しています。なお、将来キャッシュ・フローおよび割引率の前提は当該再保険に付された保険契約の前提と整合するように用いています。また、再保険回収額における再保険金等の回収不能想定額については格付別に設定した期待デフォルト率等を用いて計算しています。

III. 繰延税金資産

繰延税金資産は、財務会計上の繰延税金資産の額に、経済価値評価への調整から生じる繰延税金資産の額を反映しています。

② 当社は、資産の評価において、プロポーショナリティ原則として考慮した項目はありません。

③ 当社は、資産の評価において、マネジメント・アクションとして考慮した項目はありません。

④ 当社は、資産の評価において、エキスパート・ジャッジメントとして考慮した項目はありません。

(2) 負債の評価方法

① 当社において、負債の評価方法は主に以下のとおりです。

I. 経済価値ベースの保険負債

現在推計により評価している保険契約については、基準日に認識した保険契約に係る将来キャッシュ・フローを見積り、所定の割引率で割引くことにより算出した現在価値の確率加重平均として現在推計を計測し、さらに当該現在推計に内在する不確実性を考慮したマージンの額（以下、「MOCE」といいます）を上乗せして保険負債を評価します。具体的には次のとおりです。

i. 認識

当社は、基準日時点において、契約の当事者となっている全ての保険契約を、当該保険契約に伴う全ての義務が消滅するまで認識しています。

ii. 将来キャッシュ・フローの見積り

a. 契約の境界線

現在推計の計測に含まれる将来のキャッシュ・フローを定義する契約の境界線は、保険契約上の権利および義務に基づき判断しています。

b. 将来キャッシュ・フローの見積りに含まれる前提

将来キャッシュ・フローを見積る際に用いる損害率、死亡率、罹患率、解約・失効率等の保険契約者の行動、事業費率、支払備金に関する前提は、商品の種類別に設定し、過去および直近の実績および保険契約者の特性を反映しています。

損害保険契約等のうち未經過責任に係る現在推計については、未經過将来キャッシュ・フローを見積る際に用いる損害率、解約・失効率等の保険契約者の行動、事業費率に関する前提は、商品の種類別に設定し、過去および直近の実績および保険契約者の特性を反映しています。また、第一の簡便法に用いるコンバインドレシオ・新契約費については過去および直近の実績および計画値によって設定しています。

損害保険契約等のうち既経過責任に係る現在推計については、将来キャッシュ・フローを見積る際に用いるチェーン・ラダー法等における展開係数の前提は商品の種類別に設定し、過去および直近の実績および保険契約の特性を反映しています。

生命保険契約等に係る現在推計については、将来キャッシュ・フローを見積る際に用いる死亡率、罹患率、解約・失効率等の保険契約者の行動、事業費に関する前提は、過去および直近の実績および保険契約の特性を反映しています。

損害率の前提は、過去および直近の実績に基づき、保険商品の種類および事業年度別に見積っています。

死亡率および罹患率の前提は、標準生命表や医療統計等の公的データ、過去および直近の実績を組み合わせ、将来トレンドも考慮して設定しています。

解約・失効率の前提は、過去および直近の実績に基づき、保険商品の種類および経過年度別に見積っています。

事業費率は、直近の経費水準に基づいて将来における経費の見積りを行っています。なお、将来の経費の見積りの際は、インフレーションの調整を行っています。インフレーションの調整を行うためのインフレ率は、当初30年間については10年物インフレスワップ金利を参考に設定し、31年目以降はリスクフリー・レートの超長期部分の補外方法との整合性を考慮し、終局金利に反映されているインフレ率に60年目に到達するようにしています。

支払備金（現在推計のうち既経過責任に係るもの）については、過去の保険金支払実績等に基づき、統計的手法により将来キャッシュ・フローの見積りを行っています。

それぞれの前提条件の設定において用いる実績は定期的にモニタリングしており、その結果は現在推計の計測に反映しています。

また、一部の商品における先日付契約については、原則的な取扱いはその他の契約と同様に未經過責任に係る現在推計を計測することですが、プロポーショナリティ原則を適用し、簡便的な取扱いとして未經過責任に係る現在推計の計測を省略しています。

iii. 割引率

割引率はリスクフリー・レート・イールド・カーブに当社が引き受けた保険契約の集合（「保険契約ポートフォリオ」といいます）ごとの調整後スプレッドを加算して算出しています。リスクフリー・レート・イールド・カーブは、国債から得られる市場金利に基づき設定しています。当社における調整後スプレッドは、全ての保険契約ポートフォリオを一般バケットに分類して算出しています。

主な保険契約ポートフォリオごとの適用バケットと主要な年限ごとの割引率は以下のとおりです。

主な商品分類	適用バケット	5年	10年	15年	20年
円建保険	一般バケット	1.9%	2.5%	3.0%	3.6%

iv. MOCE

MOCEはランオフパターンを用いて算出した将来の推計所要資本の割引現在価値に資本コスト率を乗じて計算しています。

II. 負債の部に計上される金融商品等

該当事項はありません。

III. 退職給付引当金（前払年金費用）

退職給付引当金の額は、未認識数理計算上の差異を含めた額に評価替えを行っています。

IV. 繰延税金負債

繰延税金負債は、財務会計上の繰延税金負債の額に、経済価値評価への調整から生じる繰延税金負債の額を反映しています。

② 当社は、負債の評価において、計算結果に対する重要性等を踏まえ、プロポーショナルリティ原則を適用した簡便な処理を行っています。

いずれもソルベンシー・マージン比率等の計算結果に与える影響は軽微です。例えば、一部の商品における先日付契約については、原則的な取扱いはその他の契約と同様に未経過責任に係る現在推計を計算することですが、プロポーショナルリティ原則を適用し、簡便的な取扱いとして未経過責任に係る現在推計の計算を省略しています。

③ 当社は、負債の評価において、マネジメント・アクションとして考慮した項目はありません。

④ 当社は、負債の評価において、最新かつ信頼できる情報および現実的な仮定に基づくものとし、保守的又は楽観的な偏りのないものと判断していますが、将来キャッシュ・フローの見積りに含まれる損害率、罹患率および契約者行動に関する前提の一部についてはエキスパート・ジャッジメントを適用しています。

（3）経済価値ベースのバランスシートの作成方針の変更の内容および理由

本年度が初年度のため、該当事項はありません。

4. 経済価値ベースのバランスシートの表示方法の変更に関する事項

本年度が初年度のため、該当事項はありません。

5. 経済価値ベースのバランスシートの作成に関する会計上の見積りに関する事項

（1）会計上の見積りに関する次に掲げる事項

① 経済価値ベースの保険負債

I. 当事業年度の経済価値ベースのバランスシートに計上した金額167,470百万円

II. 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

i. 当事業年度の経済価値ベースのバランスシートに計上した金額の算出方法

注記3.（2）負債の評価方法に記載のとおりです。

ii. 当事業年度の経済価値ベースのバランスシートに計上した金額の主要な前提および翌事業年度の経済価値ベースのバランスシートに与える影響

経済価値ベースの保険負債には、次の主要な前提の変動により、翌事業年度において現在推計およびMOCEが著しく変動する可能性があります。これらの前提に関する情報は注記3.（2）負債の評価方法に記載のとおりです。

- ・ 損害率、死亡率、罹患率、解約・失効率等の保険契約者の行動、事業費に関する将来キャッシュ・フローを見積る際に用いる前提
- ・ 割引率に関する前提
- ・ インフレーションに関する前提
- ・ 支払備金（現在推計のうち既経過責任に係るもの）に関する前提

（2）会計上の見積りの変更

本年度が初年度のため、該当事項はありません。

6. 特別勘定等の資産

「特別勘定等の資産」の科目に計上すべき金額（保険業法第118条第1項に規定する特別勘定その他これに類するものに区分される資産の額）はありません。

7. 重要な後発事象

該当事項はありません。

外国証券の種類別差異調整に関する事項

2025年度末において、当社に外国証券の保有はありません。

保険負債の商品別差異調整に関する事項

2025年度末

(単位：百万円)

保険負債の商品別差異調整（単体ベース）						
項 目	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
	財務会計ベースの額	再保険のグロスアップ	非経済前提の更新	経済前提の更新	その他	経済価値ベースの額 (MOCEの額を除く)
保険負債	240,471	1,490	△72,030	△19,249	4,958	155,640
生命保険契約等	82,791	－	△48,217	△19,087	－	15,486
個人保険	82,791	－	△48,217	△19,087	－	15,486
個人年金	－	－	－	－	－	－
団体保険	－	－	－	－	－	－
団体年金	－	－	－	－	－	－
上記以外	－	－	－	－	－	－
損害保険契約等	157,680	1,490	△23,813	△161	4,958	140,154
未経過責任に係る保険負債	97,113	1,189	△27,925	1,228	5,526	77,133
財物保険類似	16,490	1,058	△1,830	350	－	16,068
自動車保険類似	80,554	102	△26,057	878	5,526	61,004
賠償責任保険類似	－	－	－	－	－	－
不動産ローン保証保険	－	－	－	－	－	－
信用保険	－	－	－	－	－	－
その他保険	69	29	△37	－	－	60
既経過責任に係る保険負債	60,566	301	4,112	△1,390	△568	63,020
財物保険類似	819	13	69	－	－	902
自動車保険類似	59,734	171	4,042	△1,390	△568	61,989
賠償責任保険類似	－	－	－	－	－	－
不動産ローン保証保険	－	－	－	－	－	－
信用保険	－	－	－	－	－	－
その他保険	12	116	－	－	－	128
再保険回収額	－	1,490	△1,043	△44	△13	389
生命保険契約等	－	－	－	－	－	－
個人保険	－	－	－	－	－	－
個人年金	－	－	－	－	－	－
団体保険	－	－	－	－	－	－
団体年金	－	－	－	－	－	－
上記以外	－	－	－	－	－	－
損害保険契約等	－	1,490	△1,043	△44	△13	389
未経過責任に係る保険負債	－	1,189	△1,043	△15	△13	117
財物保険類似	－	1,058	△826	△22	－	208
自動車保険類似	－	102	△216	7	△13	△120
賠償責任保険類似	－	－	－	－	－	－
不動産ローン保証保険	－	－	－	－	－	－
信用保険	－	－	－	－	－	－
その他保険	－	29	－	－	－	29
既経過責任に係る保険負債	－	301	－	△29	－	271
財物保険類似	－	13	－	－	－	13
自動車保険類似	－	171	－	△29	－	142
賠償責任保険類似	－	－	－	－	－	－
不動産ローン保証保険	－	－	－	－	－	－
信用保険	－	－	－	－	－	－
その他保険	－	116	－	－	－	116

ソルベンシー・マージン比率、適格資本の額及び所要資本の額の感応度分析に関する事項

2025年度末

(単位：百万円)

項 目	感応度分析（単体ベース）							
	イ 当期末の数値	ロ 円金利 50ベースス・ ポイント上昇	ハ 円金利 50ベースス・ ポイント下降	ニ 米ドル金利 50 ベースス・ ポイント上昇	ホ 米ドル金利 50 ベースス・ ポイント下降	ヘ 円金利UFR 50ベースス・ ポイント下降	ト 株式・不動産 10%下落	チ 為替 10%円高
ソルベンシー・マージン比率	248.2%	2.6%	△3.7%	－	－	△1.3%	△0.2%	－
適格資本の額	82,823	△1,532	1,541	－	－	△345	△109	－
総資産	299,654	△7,688	8,435	－	－	△0	△151	－
保険負債の額（MOCEを除く）	155,640	△4,438	5,002	－	－	339	－	－
現在推計を超えるマージン （MOCE）の額	11,829	△1,122	1,291	－	－	139	－	－
非保険負債の額	28,241	△595	599	－	－	△134	△42	－
純資産の額	103,942	△1,532	1,541	－	－	△345	△109	－
所要資本の額	33,360	△954	1,138	－	－	39	△12	－
生命保険リスクの額	21,601	△1,746	1,976	－	－	123	－	－
市場リスクの額	4,230	△126	198	－	－	△67	△34	－

(注) 「ニ、米ドル金利50 ベースス・ポイント上昇」「ホ、米ドル金利50 ベースス・ポイント下降」「チ、為替10%円高」につきましては、
外貨金利、為替の影響を受けない当社において、「イ、当期末の数値」から変動ありません。

ソルベンシー・マージン比率の計算に用いられた前提及び手法に関する事項

1. 子会社株式に係る特例手法の適用
該当ありません。
2. 現在推計の額の計算に係る前提および手法
 - a. 割引率
経済価値ベースのバランスシートに関する事項の注記3.(2) 負債の評価方法に記載のとおりです。
 - b. 保険契約に係る将来キャッシュ・フローの計算において考慮した非経済前提の設定方法
経済価値ベースのバランスシートに関する事項の注記3.(2) 負債の評価方法に記載のとおりです。
 - c. 保険契約に係る将来キャッシュ・フローに反映した保証とオプションの内容およびそれらの評価方法
該当ありません。
3. 所要資本の額の計算に係る前提および手法
 - a. マネジメント・アクション
所要資本の額の計算において、マネジメント・アクションとして考慮した項目はありません。
 - b. リスク削減手法
所要資本の額の計算において、再保険に付した保険契約に係る保険リスクが受再保険会社に移転されているため、損害保険リスクおよび巨
大災害リスクの評価において再保険によるリスク削減効果を認識しています。
 - c. 生命保険リスクの額の計算における会社固有のストレス係数手法の適用
該当ありません。
 - d. 損害保険リスクの額の計算における会社固有のストレス係数手法の適用
該当ありません。
 - e. 内部モデル手法の適用
該当ありません。
 - f. 内部割引率手法の適用
該当ありません。
4. ソルベンシー・マージン比率の計算に用いられたその他の重要な前提および手法
1 から 3 までに記載した事項のほかに、ソルベンシー・マージン比率の計算に用いられた重要な前提および手法に関する事項はありません。
5. ソルベンシー・マージン比率の計算に用いられた前提および手法に関する重要な変更
本年度が初年度のため、該当事項はありません。

ソルベンシー・マージン比率の算出及び検証に係る手続並びに体制の概要

当社は、ソルベンシー・マージン比率の算出に関する責任部署を定めるとともに、当該責任部署から独立した立場で検証を行う体制を整備しています。

具体的には、ソルベンシー・マージン比率の算出は経営数理部を責任部署として実施しています。

算出結果の検証は、責任部署から独立した検証責任者として保険計理人を選任し実施しています。保険計理人は、算出結果について専門的見地から評価を行い、必要な意見表明を行うとともに、検証結果を取りまとめ、取締役会へ報告しています。

取締役会は、検証責任者の権限・責任および独立性について承認しています。

検証責任者の選任にあたっては、社内規程（人事部所管）に基づき適格性（保険数理又はリスク管理に関する十分な知識・経験等）が確認され、取締役会において任命されています。

なお、検証の実務は、保険数理管理部が保険計理人の補佐組織としてこれを担っています。

